

掛川市清掃作業車両借上事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、害虫の駆除及び環境衛生の向上のため、清掃作業車両借上事業を実施する自治区（自治区が複数の小区又はブロックにより構成される場合にあつては、小区又はブロック）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「清掃作業車両借上事業」とは、自治区が清掃作業等を実施するに当たり作業車両（個人所有のものを除く。以下同じ。）の所有者から当該作業車両を有料で借り上げる事業をいう。
- (2) この要綱において「自治区」とは、自治組織の基本組織であつて、掛川市区長会連合会に加盟している組織をいう。
- (3) この要綱において「小区」とは、自治区を構成する組織であつて、自治区に準じて独自の事業及び予算を執行する組織をいう。
- (4) この要綱において「ブロック」とは、自治区を構成する組織であつて、独自の予算を持たず、区長の補佐の役割を担い、区の一部の区域を取りまとめる者を置く組織をいう。
- (5) この要綱において「清掃作業等」とは、夏季における蚊の大量発生を防止することを目的として、側溝、ため池等の汚泥、廃棄物等を除去する作業（道具の運搬その他の当該作業に付随する作業を含む。）をいう。

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

清掃作業車両借上事業に要する経費

(2) 補助額

(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額又は次の表に掲げる基準単価に基づき算定した額のいずれか少ない額とし、同一年度につき1万円を限度とする。

借 上 げ 車 両 の 区 分	基 準 単 価
軽自動車	2,000円
車両最大積載量が1,000kg以下のもの	3,000円
車両最大積載量が1,000kgを超え2,000kg以下のもの	4,000円
車両最大積載量が2,000kgを超えるもの	5,000円
車両運搬以外の作業車両（重機等）	10,000円

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 見積書その他の借上げに要する費用の額を確認できる書面の写し

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第2号）
- イ 変更事業計画書
- ウ 変更収支予算書

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 完了報告書（様式第3号）
 - イ 事業実績書
 - ウ 収支決算書
 - エ 領収証その他の借上げに要した費用の額を確認できる書面の写し
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第4号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 掛川市清掃作業車両借上料補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。